

社会福祉法人 五島市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 内容

目標① 育児休業の取得を推進し、女性の育児休業取得率100%の維持継続と男性の育児休業取得30%を目指す。

対策 実施時期 令和7年4月1日以降

○職員の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他労働条件に関する事項について周知する。

○対象職員には育児休業取得に関する手続等の支援を行うとともに、休業中の業務は職場全体で支える体制と雰囲気づくりに努める。

※ 上記対策を毎年実施していく。

目標② 12日以上有給休暇の取得を推進する。

対策 実施時期 令和7年4月1日以降

○育児や介護、地域・社会貢献活動、自己啓発など職員の生活面の充実を図るため、一人当たり年12日以上有給休暇を取得するよう働きかけを行う。

○年次有給休暇の取得状況を把握し、取得日数の少ない職員に対して年次有給休暇の取得を促すとともに、取得しやすいように業務の調整を行う。

※ 上記対策を毎年実施していく。